

## 第2編教育 9月修了・卒業に関する規程

### 宮城大学9月修了・卒業に関する規程

平成21年4月1日

規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第43条及び宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条第2項及び第38条第2項の規定に基づき、9月修了・卒業に関し必要な事項を定める。

(届出)

第2条 前期において学則第41条第1項及び大学院学則第37条及び第38条に規定する修了要件を満たすことが見込まれる学生で9月修了・卒業を希望する者（以下「9月修了・卒業希望者」という。）は、別に定める前期の授業料目履修登録期限までに、別紙様式により、学長に9月修了・卒業希望届（以下「希望届」という。）を提出しなければならない。ただし、学則第14条ただし書及び大学院学則第15条ただし書の規定により後期の始めに入学し、かつ、在学期間中に修了要件を満たすことが見込まれる学生については、希望届の提出を要しないものとする。

(修了・卒業の認定)

第3条 学長は、9月修了・卒業希望者から前条に規定する希望届の提出があったときは、当該学生が所属する学群又は研究科の教授会に、9月修了・卒業希望者の前期成績に係る確認会議を開催させ、修了・卒業の可否を審議させるものとする。

2 学長は、前項に規定する会議において、9月修了・卒業希望者が学則第41条第1項及び大学院学則第37条及び第38条に規定する修了要件を満たしたと判断されたときは、9月修了・卒業希望者に対し修了・卒業を認定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年9月に修了・卒業する学生から適用する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第2編教育 9月修了・卒業に関する規程

別紙様式

(1) 大学院用

9月修了希望届

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 課程 学年  
 学籍番号  
 氏 名 印  
 電話番号

私は、 年9月に修了を希望するので、宮城大学9月修了・卒業に関する規程第2条に基づき届けます。

記

1 9月修了を希望する理由		
2 修得済単位数		単位
3 通算在籍期間※1	年	ヶ月
4 修了要件に不足する科目群及び単位数	科目	単位
	合計	単位
5 学位論文及び最終試験の結果※2	学位論文 提出	・ 未提出
	最終試験 合格	・ 不合格
6 前期履修予定科目及び単位数	(科目名)	: 単位
	(科目名)	: 単位
7 学位論文の審査申請※2	学位論文 申請する	・ 申請

※1「通算在籍期間」は、前年度の3月31日現在で算定した期間を記入すること。

※2 学位論文に代えて特定課題についての研究成果を選択した場合は、当該研究成果に関し記入すること。

事務局受理欄	履修登録確認欄

※ 事務局職員は、成績原簿を本届に添付し、修得済み単位数、修了要件不足単位数等を確認すること。

## 第2編教育 9月修了・卒業に関する規程

別紙様式  
(2) 学群用

### 9 月 卒 業 希 望 届

年 月 日

宮城大学長 殿

	学群	学類	コース	学年
学籍番号				
氏 名				印
電話番号				

私は、 年9月に卒業を希望するので、宮城大学9月修了・卒業に関する規程第2条に基づき届けます。

記

1 9月卒業を希望する理由			
2 修得済単位数			単位
3 通算在籍期間※	年		ヶ月
4 卒業要件に不足する科目群及び単位数	科目	単位	
	合 計	単位	
5 前期履修予定科目及び単位数	(科目名)	:	単位
	(科目名)	:	単位

※ 「通算在籍期間」は、前年度の3月31日現在で算定した期間を記入すること。

事務局受理欄	履修登録確認欄

※ 事務局職員は、成績原簿を本届に添付し、修得済み単位数、卒業要件不足単位数等を確認すること。